

(3) 款項目別説明資料

ア. 一般会計（議案第32号）

（歳入）

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
46	17 分担金及び 負担金	1 負 担 金	3 保健福祉費 負担金	180	121	59	48.8
51 ～ 52	18 使用料及び 手数料	1 使 用 料	3 保 健 福 祉 使 用 料	1,650,489	1,579,009	71,480	4.5
60 ～ 61		2 手 数 料	3 保 健 福 祉 手 数 料	231,846	227,292	4,554	2.0

説 明

千円

1. 障がい福祉費負担金

4. 急患診療所使用料	1,205,121
5. 島しょ診療所使用料	50,643
6. 健康づくりサポートセンター使用料	27,465
7. 火葬場使用料	352,380
8. 保健所使用料	2,603
9. 保健所及び保健センター使用料	7,816
10. 保健福祉施設使用料	4,461

2. 急患診療所手数料	193
3. 島しょ診療所手数料	29
4. 狂犬病予防注射等手数料	29,393
5. 犬の登録等手数料	6,744
6. 抑留犬返還等手数料	1,220
7. と畜検査手数料	57,210
8. 医薬務等手数料	19,242
9. 浄化槽保守点検業登録等手数料	134
10. 保健所手数料	28,449
11. 保健所及び保健センター手数料	85,351
12. 特定動物飼養許可等申請手数料	119
13. 動物取扱業登録等申請手数料	2,393
14. 犬及び猫の引取手数料	104
15. 保健環境研究所手数料	1,265

(歳入)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
65		3 収 入 証 紙 収 入	1 収 入 証 紙 収 入	332	312	20	6.4
66 ～ 68	19 国庫支出金	1 国庫負担金	2 保健福祉費 国庫負担金	6,729,696	7,038,244	△ 308,548	△ 4.4
75 ～ 77		2 国庫補助金	3 保健福祉費 国庫補助金	239,359	1,100,590	△ 861,231	△ 78.3
85			12 緊 急 経 済 対 策 費 国庫補助金	-	103,728	△ 103,728	皆 減
86 ～ 87		3 委 託 金	3 保健福祉費 委 託 金	392,506	358,061	34,445	9.6
87 ～ 88	20 県 支 出 金	1 県 負 担 金	2 保健福祉費 県 負 担 金	8,701,457	8,252,236	449,221	5.4

説 明

千円

収入証紙収入

1. 障がい福祉費負担金	2,660,026
3. 国民健康保険基盤安定負担金	1,578,394
5. 感染症対策費負担金	698,556
8. 難病医療費等負担金	1,792,720

2. 障がい福祉費補助金	40,801
7. 健康増進対策費補助金	67,802
8. 感染症対策費補助金	89,313
9. 食品衛生費補助金	2,210
10. デジタル基盤改革支援補助金	39,233

2. 国民年金事務費委託金	387,586
4. 国民栄養調査費委託金	3,653
5. 予防接種副反応モニタリング事業費委託金	330
6. 食品衛生費委託金	304
7. 環境保健サーベイランス委託金	120
9. 保健衛生費委託金	513

1. 国民健康保険基盤安定負担金	5,355,646
3. 感染症対策費負担金	14,224
5. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	3,331,587

(歳入)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
91		2 県 補 助 金	2 こ ども 育 成 費 県 補 助 金	1,814,217	1,663,058	151,159	9.1
92 ～ 94			3 保 健 福 祉 費 県 補 助 金	68,119	452,197	△ 384,078	△ 84.9
100		3 委 託 金	2 保 健 福 祉 費 委 託 金	25,182	28,471	△ 3,289	△ 11.6
102	21 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	1 財 産 貸 付 収 入	990	972	18	1.9
103			2 利 子 及 び 配 当 金	832	759	73	9.6
108	22 寄 附 金	1 寄 附 金	3 保 健 福 祉 費 寄 附 金	34,014	33,570	444	1.3
113	23 繰 入 金	8 健 康 づ くり 基 金 繰 入 金	1 健 康 づ くり 基 金 繰 入 金	8,300	6,000	2,300	38.3

説 明

千円

3. 母子保健費補助金

3. 健康増進対策費補助金	5,865
4. 救急医療施設運営費等補助金	15,738
5. 公衆浴場設備改善事業補助金	1,500
6. 感染症対策費補助金	11,651
7. 障がい福祉費補助金	30,136
9. 地域自殺対策強化事業補助金	3,229
2. 統計調査費委託金	8,496
3. 保健衛生事務取扱費委託金	16,686

1. 土地貸付収入

11. 健康づくり基金利子収入

2. 保健衛生費寄附金

健康づくり基金受入金

(歳入)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
118	25 諸 収 入	2 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	63,327	80,966	△ 17,639	△ 21.8
124		12 雑 入	3 こ ども 育 成 費 雑 入	207,125	203,844	3,281	1.6
124 ～ 125			4 保 健 福 祉 費 雑 入	1,020,924	924,099	96,825	10.5
128			13 そ の 他 の 雑 入	10,085	7,864	2,221	28.2
129	26 市 債	1 市 債	3 保 健 福 祉 債	169,000	337,000	△ 168,000	△ 49.9
歳 入 合 計				21,367,980	22,398,393	△ 1,030,413	△ 4.6

説 明

千円

1. 雇用保険料収入	4,223
2. 厚生年金保険料収入	59,104
1. 高額療養費収入	202,871
2. 返還金	4,254
3. 高額療養費収入	825,565
4. 後期高齢者医療制度長寿健康増進補助金	31,130
5. 後期高齢者医療制度事業費委託金	22,396
6. 有価物売払収入	136,942
7. 障がい者医療返還金	3,944
8. 青果市場出荷前検査負担金	947

その他の雑入

2. 衛生施設整備債

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
236 ～ 237	3 こ ども 育 成 費	1 こ ども 育 成 費	4 母子保健費	8,366,873	7,093,972	1,272,901	17.9
246 ～ 249	4 保健福祉費	1 社会福祉費	2 国民年金費	387,807	332,702	55,105	16.6
248 ～ 249			3 国民健康 保 険 費	19,717,614	17,989,682	1,727,932	9.6
248 ～ 253		2 保健衛生費	1 保 健 衛 生 総 務 費	6,962,995	7,498,325	△ 535,330	△ 7.1

()内は前年度予算額

説 明			
			千円
1.	子ども医療費	7,336,631	(6,116,771)
2.	ひとり親家庭等医療費	1,030,242	(977,201)
	関連歳入		
	(20) 県支出金	1,814,217	
	母子保健費補助金		
	(25) 諸収入	207,125	
	高額療養費収入	202,871	
	返還金	4,254	
1.	一般職職員給与費等	327,757	(309,723)
	一般職職員・51人(うち会計年度任用職員・21人)		
2.	基礎年金等事務費	60,050	(22,979)
	経常経費		
	関連歳入		
	(19) 国庫支出金	407,019	
	デジタル基盤改革支援補助金	19,433	
	国民年金事務費委託金	387,586	
	(25) 諸収入	6,882	
	雇用保険料収入	422	
	厚生年金保険料収入	6,460	
国民健康保険事業特別会計への繰出金			
	関連歳入		
	(19) 国庫支出金	1,578,394	
	国民健康保険基盤安定負担金		
	(20) 県支出金	5,355,646	
	国民健康保険基盤安定負担金		
1.	一般職職員給与費等	2,162,224	(2,521,060)
	一般職職員・281人(うち会計年度任用職員・59人)		
2.	急患診療対策費	1,716,602	(1,838,712)
	ア 急患診療所等運営事業費	1,715,425	(1,837,535)
	(医科、歯科)		
	イ 救急医療等検討会経費	1,177	(1,177)
3.	市立病院事業経費	2,458,203	(2,453,489)
	ア 市立病院事業調整経費	458,203	(453,489)
	(病院事業共済費負担金、市立病院事業検討経費 等)		
	イ 福岡市立病院機構への負担金	2,000,000	(2,000,000)

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A) 千円	令和5年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減(△) (A) - (B) (C) 千円	対前年度 伸 率 (C) / (B) %

()内は前年度予算額

説 明		千円
4. 医薬務執行経費		7,765 (6,606)
ア 医務事務		2,439 (2,306)
(医務事務、医療安全相談窓口)		
イ 薬務事務		5,326 (4,300)
(薬務事務、薬物乱用対策)		
5. 島しょ診療事業費		161,783 (166,761)
診療所運営事業費		
(島しょ、島しょ施設整備費)		
6. 献血推進事業費		812 (842)
7. 保健環境研究所経費		280,647 (352,518)
(試験・研究経費、施設管理経費、施設修繕費 等)		
8. 各種負担金、補助及び交付金		152,211 (144,174)
(各種負担金・補助金、北筑昇華苑組合負担金)		
9. その他の事務事業経費		22,748 (14,163)
(厚生統計調査、災害時保健医療体制構築、在宅人工呼吸器使用者の非常用電源整備事業 等)		
関連歳入		
(18) 使用料及び手数料	1,276,817	
急患診療所使用料	1,205,121	
島しょ診療所使用料	50,643	
保健福祉施設使用料	324	
急患診療所手数料	193	
島しょ診療所手数料	29	
医薬務等手数料	19,242	
保健環境研究所手数料	1,265	
(19) 国庫支出金	4,195	
感染症対策費負担金		
(20) 県支出金	39,855	
救急医療施設運営費等補助金	15,738	
統計調査費委託金	8,496	
保健衛生事務取扱費委託金	15,621	
(25) 諸収入	22,237	
雇用保険料収入	1,125	
厚生年金保険料収入	14,687	
後期高齢者医療制度事業費委託金	5,800	
その他の雑入	625	

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
252 ～ 255			2 健 康 増 進 対 策 費	千円 5,519,713	千円 5,349,149	千円 170,564	% 3.2

() 内は前年度予算額

説 明

		千円
1. 一般職職員給与費等	53,020 (44,511)
一般職職員・29人 (うち会計年度任用職員・29人)		
2. 保健対策費	4,788,285 (4,568,519)
ア がん対策事業費	1,095,409 (1,091,174)
(がん検診、働く世代のためのがん検診推進事業、前立腺がん検診、がん検診受診強化事業 等)		
イ 難病対策事業	3,675,574 (3,461,573)
ウ その他の保健事業等経費	17,302 (15,772)
(健康教育・健康相談、生活習慣病予防健診 (生保)、骨髄等移植ドナー助成事業 等)		
3. 健康づくり推進事業費	678,408 (736,119)
ア 健康づくりサポートセンター経費	402,916 (484,122)
イ 健康増進計画推進経費	149,653 (136,474)
(地域健康づくり、健康づくりチャレンジ事業、よかドック30&ヘルシースクール、たばこ (喫煙) 対策 等)		
ウ 歯科保健事業費	105,450 (97,671)
(歯科保健事業、オーラルケア28 (にいはち) プロジェクト、歯周疾患検診 等)		
エ 食生活改善活動経費	11,691 (11,616)
(食生活改善活動・栄養改善、国民健康・栄養調査)		
オ 食育推進事業費	8,698 (6,236)
(食育推進、南区食育推進事業、早良区食育推進事業 等)		

関連歳入

(18) 使用料及び手数料	35,696
健康づくりサポートセンター使用料	27,465
保健所使用料	1,075
保健所及び保健センター使用料	3,229
保健福祉施設使用料	3,927
(19) 国庫支出金	1,884,488
難病医療費等負担金	1,792,720
健康増進対策費補助金	67,802
デジタル基盤改革支援補助金	19,800
国民栄養調査費委託金	3,653
保健衛生費委託金	513
(20) 県支出金	5,883
健康増進対策費補助金	5,865
保健衛生事務取扱費委託金	18
(21) 財産収入	832
健康づくり基金利子収入	
(22) 寄附金	11,423
保健衛生費寄附金	
(23) 繰入金	8,300
健康づくり基金受入金	
(25) 諸収入	5,441
雇用保険料収入	251
厚生年金保険料収入	3,775
その他の雑入	1,415
(26) 市債	61,000
衛生施設整備債	

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
256 ～ 259			3 感 染 症 対 策 費	千円 6,256,343	千円 8,888,233	千円 △ 2,631,890	% △ 29.6

()内は前年度予算額

説 明

千円

1. 一般職職員給与費等 一般職職員・11人(うち会計年度任用職員・11人)	45,082 (386,488)
2. 感染症予防等経費	5,986,414 (8,298,165)
ア 予防接種費 (予防接種、予防接種健康被害対策)	5,862,197 (6,374,118)
イ 感染症予防費 (風しん抗体検査、一般防疫、感染症発生動向調査)	116,062 (1,918,262)
ウ 性感染症予防費	8,155 (5,785)
3. エイズ対策費	18,465 (18,785)
4. 結核対策費	131,745 (111,114)
ア 健康診断等経費	45,805 (44,927)
イ 結核対策特別促進事業費	6,650 (7,432)
ウ 結核医療費等経費	65,796 (45,298)
エ 結核予防費補助金	13,494 (13,457)
5. アレルギー疾患対策	393 (803)
6. 健康危機管理対策	4,702 (6,335)
7. 肝炎対策	49,354 (46,848)
8. 動物管理経費	20,188 (19,695)
関連歳入	
(18) 使用料及び手数料	41,362
保健所使用料	1,306
保健所及び保健センター使用料	3,919
狂犬病予防注射等手数料	29,393
犬の登録等手数料	6,744
(19) 国庫支出金	784,124
感染症対策費負担金	694,361
感染症対策費補助金	89,313
予防接種副反応モニタリング事業費委託金	330
環境保健サーベイランス委託金	120
(20) 県支出金	26,351
感染症対策費負担金	14,224
感染症対策費補助金	11,651
保健衛生事務取扱費委託金	476
(25) 諸収入	3,475
雇用保険料収入	213
厚生年金保険料収入	3,211
その他の雑入	51

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
258 ～ 261			4 環境衛生費	千円 197,347	千円 140,545	千円 56,802	% 40.4

()内は前年度予算額

説 明

		千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・11人(うち会計年度任用職員・11人)	46,365 (39,077)
2. 施設の衛生確保経費 施設の監視等経費 (施設の監視、安心安全な宿泊環境の確保、社会福祉施設の支援)	53,973 (13,573)
3. 暮らしの衛生対策費 (居住環境の衛生対策、飲用水の衛生対策、衛生害虫対策経費等)	4,558 (4,312)
4. 墓地の管理経費	10,254 (10,204)
5. 動物愛護・適正飼育啓発経費 (動物愛護・適正飼育啓発経費、犬猫譲渡推進事業、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進モデル事業等)	82,197 (73,379)

関連歳入

(18) 使用料及び手数料	27,721
保健福祉施設使用料	75
抑留犬返還等手数料	1,220
浄化槽保守点検業登録等手数料	134
保健所手数料	5,919
保健所及び保健センター手数料	17,757
特定動物飼養許可等申請手数料	119
動物取扱業登録等申請手数料	2,393
犬及び猫の引取手数料	104
(20) 県支出金	1,729
公衆浴場設備改善事業補助金	1,500
保健衛生事務取扱費委託金	229
(22) 寄附金	22,591
保健衛生費寄附金	
(25) 諸収入	4,540
雇用保険料収入	218
厚生年金保険料収入	3,362
その他の雑入	960

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
260 ～ 265			5 食 品 衛 生 費	千円 334,395	千円 315,752	千円 18,643	% 5.9
264 ～ 265			6 火 葬 場 費	1,002,523	917,835	84,688	9.2

()内は前年度予算額

説 明			千円
1.	一般職職員給与費等 一般職職員・29人(うち会計年度任用職員・29人)	119,230 (100,846)
2.	安心できる「食」の確保	87,405 (82,235)
	ア 施設の監視等経費 (施設監視等、新たな食品関係営業許可制度への対応 等)	77,183 (74,680)
	イ 市民への情報提供等経費 (市民への情報提供、食の安全・安心プロモーション事業(中央区) 等)	10,222 (7,555)
3.	食品の検査経費	127,760 (132,671)
	ア と畜検査経費	59,429 (59,200)
	イ 青果魚介類の検査経費	68,331 (73,471)
	関連歳入		
	(18) 使用料及び手数料	147,493	
	と畜検査手数料	57,210	
	保健所手数料	22,487	
	保健所及び保健センター手数料	67,464	
	収入証紙収入	332	
	(19) 国庫支出金	2,514	
	食品衛生費補助金	2,210	
	食品衛生費委託金	304	
	(20) 県支出金	342	
	保健衛生事務取扱費委託金		
	(25) 諸収入	10,055	
	雇用保険料収入	559	
	厚生年金保険料収入	8,549	
	青果市場出荷前検査負担金	947	
1.	管理運営費 (葬祭場、健康増進会館)	697,197 (632,035)
2.	葬祭場再整備費 (葬祭場再整備費、葬祭場施設整備事業(火葬炉等更新))	305,326 (285,800)
	関連歳入		
	(18) 使用料及び手数料	352,391	
	火葬場使用料	352,380	
	保健福祉施設使用料	11	
	(25) 諸収入	142,521	
	有価物売払収入	136,942	
	その他の雑入	5,579	
	(26) 市債	31,000	
	衛生施設整備債		

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
264 ～ 267			7 保 健 所 費	千円 2,294,638	千円 2,593,379	千円 △ 298,741	% △ 11.5
274 ～ 275		3 高 齢 福 祉 費	1 高 齢 福 祉 総 務 費	15,942,618	15,355,554	587,064	3.8
274 ～ 275			2 後 期 高 齢 者 医 療 費	5,345,174	4,790,584	554,590	11.6

()内は前年度予算額

説 明

千円

1. 一般職職員給与費等 一般職職員・249人(うち会計年度任用職員・25人)	1,960,541 (2,039,200)
2. 保健所運営協議会経費	2,162 (2,162)
3. 管理運営費 (保健所管理運営費、保健所一元化に伴う環境整備)	208,057 (202,442)
4. 保健所施設設備整備費	123,878 (349,575)

関連歳入

(18) 使用料及び手数料	1,187
保健所使用料	222
保健所及び保健センター使用料	668
保健福祉施設使用料	124
保健所手数料	43
保健所及び保健センター手数料	130
(21) 財産収入	990
土地貸付収入	
(25) 諸収入	9,514
雇用保険料収入	680
厚生年金保険料収入	7,466
その他の雑入	1,368
(26) 市債	77,000
衛生施設整備債	

後期高齢者医療対策費	15,942,618 (15,355,554)
ア 後期高齢者医療費	15,823,640 (15,251,822)
イ はりきゅう費	102,382 (103,732)
ウ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	16,596 (-)

関連歳入

(25) 諸収入	47,726
後期高齢者医療制度長寿健康増進補助金	31,130
後期高齢者医療制度事業費委託金	16,596

後期高齢者医療特別会計への繰出金

関連歳入

(20) 県支出金	3,331,587
後期高齢者医療保険基盤安定負担金	

(歳出)

予算案 説明書 (その一) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
282 ～ 287		4 障 が い 福 祉 費	1 障 が い 保 健 福 祉 費	千円 9,567,046	千円 9,256,150	千円 310,896	% 3.4
歳 出 合 計				81,895,086	80,521,862	1,373,224	1.7

()内は前年度予算額

説 明

千円

1. 一般職職員給与費等 一般職職員・41人(うち会計年度任用職員・41人)	159,807 (126,370)
2. 自立支援給付(精神)	5,138,106 (4,992,787)
ア 自立支援医療(精神)	5,133,826 (4,988,468)
イ 事務経費(精神)	4,280 (4,319)
3. 地域生活支援事業(精神) 精神保健関係事業	690 (743)
4. 重度障がい者医療費	3,991,107 (3,870,630)
5. 精神保健福祉対策費	277,336 (265,620)
ア 精神保健相談等事業 (一般精神保健相談・訪問指導等事業、自殺予防対策事業、地域自殺対策強化事業等)	21,478 (18,921)
イ 精神医療対策 (措置診察・入院・移送等経費、精神科救急医療システム事業、精神障がい者支援体制の構築推進事業)	196,999 (197,898)
ウ 精神保健福祉センター経費 (成人期ひきこもり地域支援センター事業、精神医療審査会経費、事務管理経費等)	58,859 (48,801)

関連歳入

(17) 分担金及び負担金	180
障がい福祉費負担金	
(19) 国庫支出金	2,700,827
障がい福祉費負担金	2,660,026
障がい福祉費補助金	40,801
(20) 県支出金	33,365
障がい福祉費補助金	30,136
地域自殺対策強化事業補助金	3,229
(25) 諸収入	841,945
雇用保険料収入	755
厚生年金保険料収入	11,594
高額療養費収入	825,565
障がい者医療返還金	3,944
その他の雑入	87

イ. 後期高齢者医療特別会計（議案第33号）

（歳入総括）

科 目	令和6年度予算額 (A)	令和5年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
後期高齢者医療保険料	19,165,000 千円	17,283,000 千円	1,882,000 千円	10.9 %
使用料及び手数料	1 千円	1 千円	- 千円	- %
繰入金	5,345,174 千円	4,790,584 千円	554,590 千円	11.6 %
繰越金	153,000 千円	111,000 千円	42,000 千円	37.8 %
諸収入	80,782 千円	63,907 千円	16,875 千円	26.4 %
歳 入 合 計	24,743,957 千円	22,248,492 千円	2,495,465 千円	11.2 %

（歳出総括）

科 目	令和6年度予算額 (A)	令和5年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
総務費	435,986 千円	375,387 千円	60,599 千円	16.1 %
給与費等	261,372 千円	249,156 千円	12,216 千円	4.9 %
一般事務費	174,614 千円	126,231 千円	48,383 千円	38.3 %
後期高齢者医療広域連合納付金	24,263,667 千円	21,828,801 千円	2,434,866 千円	11.2 %
諸支出金	44,204 千円	44,204 千円	- 千円	- %
予備費	100 千円	100 千円	- 千円	- %
歳 出 合 計	24,743,957 千円	22,248,492 千円	2,495,465 千円	11.2 %

(事業基数)

区 分	令和6年度予算額 (A)	令和5年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
被保険者数	183,334 人	174,611 人	8,723 人	5.00 %

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
2	1 後期高齢者 医療保険料	1 後期高齢者 医療保険料	1 後期高齢者 医療保険料	19,165,000	17,283,000	1,882,000	10.9
2	2 使用料及び 手数料	1 手 数 料	1 手 数 料	1	1	-	-
2	3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,345,174	4,790,584	554,590	11.6
2	4 繰 越 金	1 繰 越 金	1 前 年 度 繰 越 金	153,000	111,000	42,000	37.8
3	5 諸 収 入	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	591	420	171	40.7
3		2 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	1,845	1,593	252	15.8
3		3 還 付 金 及 び 還 付 加 算 金	1 還 付 金 及 び 還 付 加 算 金	44,204	44,204	-	-
3		4 雑 入	1 雑 入	2	2	-	-
3				2 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 事 業 費 補 助 金	34,140	-	34,140

説 明

千円

1. 現年賦課分	19,060,000
2. 滞納繰越分	105,000

証明等手数料

一般会計繰入金

前年度繰越金

税外収入延滞金

1. 雇用保険料収入	94
2. 厚生年金保険料収入	1,751

1. 還付金	43,700
2. 還付加算金	504

1. 滞納処分費	1
2. その他の雑入	1

後期高齢者医療制度事業費補助金

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
4			▲ 後期高齢者 医療制度 事業費金 委託金	-	17,688	△ 17,688	皆 減
歳 入 合 計				24,743,957	22,248,492	2,495,465	11.2

説 明

千円

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
6 ～ 9	1 総 務 費	1 総 務 費	1 総 務 費	435,986	375,387	60,599	16.1
8 ～ 9	2 後期高齢者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1 後期高齢者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1 後期高齢者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	24,263,667	21,828,801	2,434,866	11.2
8 ～ 9	3 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1 償 還 金	43,700	43,700	-	-
8 ～ 9			2 還 付 加 算 金	504	504	-	-
8 ～ 9	4 予 備 費	1 予 備 費	1 予 備 費	100	100	-	-
歳 出 合 計				24,743,957	22,248,492	2,495,465	11.2

() 内は前年度予算額

説 明		
		千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・41人(うち会計年度任用職員・6人)	261,372	(249,156)
2. 一般事務費	174,614	(114,262)
▲ 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施		- (11,969)
[関連歳入		
(2) 使用料及び手数料	1	
証明等手数料		
(5) 諸収入	35,987	
雇用保険料収入	94	
厚生年金保険料収入	1,751	
滞納処分費	1	
その他の雑入	1	
後期高齢者医療制度事業費補助金	34,140	
後期高齢者医療広域連合納付金		
[関連歳入		
(5) 諸収入	591	
税外収入延滞金		
保険料還付金		
[関連歳入		
(5) 諸収入	43,700	
還付金		
還付加算金		
[関連歳入		
(5) 諸収入	504	
還付加算金		

ウ. 国民健康保険事業特別会計（議案第34号）

（歳入総括）

科 目	令和6年度予算額 (A)	令和5年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
国民健康保険料	25,037,513 千円	25,838,647 千円	△ 801,134 千円	△ 3.1 %
使用料及び手数料	245 千円	184 千円	61 千円	33.2 %
国庫支出金	124,435 千円	5,886 千円	118,549 千円	著 増
国庫補助金	124,435 千円	5,886 千円	118,549 千円	著 増
県支出金	96,510,960 千円	94,722,290 千円	1,788,670 千円	1.9 %
県負担金	209,220 千円	200,598 千円	8,622 千円	4.3 %
県補助金	96,301,740 千円	94,521,692 千円	1,780,048 千円	1.9 %
財産収入	42,871 千円	45,898 千円	△ 3,027 千円	△ 6.6 %
繰入金	21,674,237 千円	21,127,586 千円	546,651 千円	2.6 %
一般会計繰入金	19,717,614 千円	17,989,682 千円	1,727,932 千円	9.6 %
基金繰入金	1,956,623 千円	3,137,904 千円	△ 1,181,281 千円	△ 37.6 %
繰越金	1 千円	1 千円	- 千円	- %
諸収入	394,546 千円	356,131 千円	38,415 千円	10.8 %
財政安定化基金貸付金	1 千円	1 千円	- 千円	- %
歳 入 合 計	143,784,809 千円	142,096,624 千円	1,688,185 千円	1.2 %

（歳出総括）

科 目	令和6年度予算額 (A)	令和5年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
総務費	2,818,749 千円	2,441,293 千円	377,456 千円	15.5 %
保険給付費	95,735,115 千円	93,940,401 千円	1,794,714 千円	1.9 %
国民健康保険事業費納付金	43,965,078 千円	44,465,266 千円	△ 500,188 千円	△ 1.1 %
保健事業費	942,996 千円	923,766 千円	19,230 千円	2.1 %
基金積立金	42,871 千円	45,898 千円	△ 3,027 千円	△ 6.6 %
諸支出金	230,000 千円	230,000 千円	- 千円	- %
予備費	50,000 千円	50,000 千円	- 千円	- %
歳 出 合 計	143,784,809 千円	142,096,624 千円	1,688,185 千円	1.2 %

(事業基数)

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
医療 給 付 費 分	世帯数	212,600 世帯	213,000 世帯	△ 400 世帯	△ 0.19 %
	被保険者数	291,200 人	298,900 人	△ 7,700 人	△ 2.58 %
	一人あたり受診件数	11.3121 件	10.9758 件	0.3363 件	3.06 %
	一件あたり医療費	34,194 円	33,526 円	668 円	1.99 %
	一人あたり医療費	386,811 円	367,973 円	18,838 円	5.12 %
介 護 分	世帯数	84,200 世帯	84,900 世帯	△ 700 世帯	△ 0.82 %
	被保険者数	95,800 人	96,300 人	△ 500 人	△ 0.52 %

(保険料)

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
一人あたり 保 険 料	医療分	48,756 円	50,242 円	△ 1,486 円	△ 2.96 %
	支援分	25,243 円	23,757 円	1,486 円	6.25 %
	小 計	73,999 円	73,999 円	- 円	- %
	介護分	25,473 円	24,805 円	668 円	2.69 %
	合 計	99,472 円	98,804 円	668 円	0.68 %
均 等 割 額	医療分	20,078 円	20,500 円	△ 422 円	△ 2.06 %
	支援分	10,334 円	9,662 円	672 円	6.96 %
	小 計	30,412 円	30,162 円	250 円	0.83 %
	介護分	10,431 円	10,061 円	370 円	3.68 %
	合 計	40,843 円	40,223 円	620 円	1.54 %
世 帯 割 額	医療分	18,882 円	19,731 円	△ 849 円	△ 4.30 %
	支援分	9,718 円	9,300 円	418 円	4.49 %
	小 計	28,600 円	29,031 円	△ 431 円	△ 1.48 %
	介護分	7,912 円	7,608 円	304 円	4.00 %
	合 計	36,512 円	36,639 円	△ 127 円	△ 0.35 %
賦課限度額	医療分	650,000 円	650,000 円	- 円	- %
	支援分	240,000 円	220,000 円	20,000 円	9.09 %
	小 計	890,000 円	870,000 円	20,000 円	2.30 %
	介護分	170,000 円	170,000 円	- 円	- %
	合 計	1,060,000 円	1,040,000 円	20,000 円	1.92 %

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
12	1 国民健康 保 険 料	1 国民健康 保 険 料	1 国民健康 保 険 料	25,037,513	25,838,347	△ 800,834	△ 3.1
12			▲ 退 職 被 保 険 者 等 保 険 料	-	300	△ 300	皆 減
12	2 使用料及び 手 数 料	1 手 数 料	1 手 数 料	245	184	61	33.2
13	3 国庫支出金	1 国庫補助金	1 災 害 臨 時 特 例 補 助 金	1	1	-	-
13			2 デジタル基盤 改 革 支 援 補 助 金	124,434	-	124,434	皆 増
13			▲ 出 産 育 児 一 時 金 臨 時 補 助 金	-	5,885	△ 5,885	皆 減
13	4 県 支 出 金	1 県 負 担 金	1 特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	209,220	200,598	8,622	4.3
13		2 県 補 助 金	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	96,301,740	94,521,692	1,780,048	1.9

説 明

千円

1. 医療給付費分現年賦課分	14,197,747
2. 後期高齢者支援金分現年賦課分	7,350,812
3. 介護納付金分現年賦課分	2,440,354
4. 医療給付費分滞納繰越分	685,400
5. 後期高齢者支援金分滞納繰越分	260,900
6. 介護納付金分滞納繰越分	102,300

証明等手数料

災害臨時特例補助金

デジタル基盤改革支援補助金

特定健康診査等負担金

1. 保険給付費等普通交付金	94,601,200
2. 保険給付費等特別交付金	1,700,540

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
14	5 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	1 利 子 及 び 配 当 金	42,871	45,898	△ 3,027	△ 6.6
14	6 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	19,717,614	17,989,682	1,727,932	9.6
14		2 基 金 繰 入 金	1 国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	1,956,623	3,137,904	△ 1,181,281	△ 37.6
14	7 繰 越 金	1 繰 越 金	1 前 年 度 繰 越 金	1	1	-	-
14	8 諸 収 入	1 延 滞 金、 加 算 金 及 び 過 料	1 延 滞 金、 加 算 金 及 び 過 料	43,493	14,824	28,669	193.4
15		2 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	51,187	42,315	8,872	21.0
15		3 弁 償 金	1 弁 償 金	22	22	-	-
15		4 雑 入	1 保 険 給 付 費 返 還 金	299,767	298,893	874	0.3
15			2 雑 入		77	77	-

説 明

千円

国民健康保険財政調整基金利子収入

一般会計繰入金

国民健康保険財政調整基金繰入金

前年度繰越金

税外収入延滞金

1. 雇用保険料収入 3,062

2. 厚生年金保険料収入 48,125

弁償金

保険給付費返還金

1. 滞納処分費 76

2. その他の雑入 1

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
15	9 財政安定化 基金貸付金	1 財政安定化 基金貸付金	1 財政安定化 基金貸付金	千円 1	千円 1	千円 -	% -
歳 入 合 計				143,784,809	142,096,624	1,688,185	1.2

説 明

千円

財政安定化基金貸付金

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
16 ～ 19	1 総 務 費	1 総務管理費	1 一般管理費	1,815,285	1,557,496	257,789	16.6
18 ～ 21			2 医 療 費 適 正 化 特別対策費	412,647	361,754	50,893	14.1
20 ～ 21		2 徴 収 費	1 賦課徴収費	462,787	422,998	39,789	9.4

()内は前年度予算額

説 明		千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・196人(うち会計年度任用職員・40人)	1,206,839	(1,160,606)
2. 一般管理費 (国民健康保険運営協議会経費、一般管理費経常事務費、制度改革等に係るシステム改修、 国保事業における業務効率化経費)	608,446	(396,890)
関連歳入		
(2) 使用料及び手数料 証明等手数料	245	
(3) 国庫支出金 デジタル基盤改革支援補助金	124,434	
(8) 諸収入	7,062	
雇用保険料収入	427	
厚生年金保険料収入	6,634	
その他の雑入	1	
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・48人(うち会計年度任用職員・48人)	202,989	(168,936)
2. 医療費適正化特別対策費 (ジェネリック医薬品の普及促進事業、医療費適正化経常事務費、適正服薬推進事業)	209,658	(192,818)
関連歳入		
(8) 諸収入	15,879	
雇用保険料収入	919	
厚生年金保険料収入	14,960	
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・60人(うち会計年度任用職員・60人)	244,353	(215,952)
2. 賦課徴収費 (賦課徴収経常事務費、還付事務センター運営経費)	218,434	(207,046)
関連歳入		
(8) 諸収入	62,486	
税外収入延滞金	43,493	
雇用保険料収入	1,157	
厚生年金保険料収入	17,760	
滞納処分費	76	

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
20 ～ 23			2 収納率向上 特別対策費	千円 128,030	千円 99,045	千円 28,985	% 29.3
22 ～ 25	2 保険給付費	1 法定給付費	1 療養給付費	95,733,615	93,930,187	1,803,428	1.9
24 ～ 25		2 任意給付費	1 傷病手当金	1,500	10,214	△ 8,714	△ 85.3

() 内は前年度予算額

説 明			千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・18人 (うち会計年度任用職員・18人)		78,088 (57,620)
2. 収納率向上特別対策費 (納付勧奨等事業、収納率向上経常事務費)		49,942 (41,425)
[関連歳入			
(8) 諸収入	6,175		
雇用保険料収入	368		
厚生年金保険料収入	5,807		
1. 療養給付費		81,845,700 (79,976,100)
2. 療養費		850,700 (848,100)
3. 高額療養費		12,206,900 (12,259,000)
4. 高額介護合算療養費		7,500 (6,100)
5. 移送費		100 (100)
6. 出産育児一時金		566,500 (588,500)
7. 葬祭費		44,400 (46,600)
8. 診療報酬審査支払事務費		211,815 (205,687)
[関連歳入			
(4) 県支出金	94,601,200		
保険給付費等普通交付金			
(8) 諸収入	266,400		
保険給付費返還金			
国民健康保険における傷病手当金			
[関連歳入			
(4) 県支出金	1,500		
保険給付費等特別交付金			

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
24 ～ 27	3 国民健康 保険事業費 納 付 金	1 国民健康 保険事業費 納 付 金	1 医 療 給 付 費 分	千円 29,778,296	千円 30,751,110	千円 △ 972,814	% △ 3.2
26 ～ 27			2 後期高齢者 支援金等分	10,666,639	10,261,950	404,689	3.9
26 ～ 27			3 介 護 納 付 金 分	3,520,143	3,452,206	67,937	2.0
26 ～ 27	4 保健事業費	1 保健事業費	1 保健事業費	177,819	184,400	△ 6,581	△ 3.6

()内は前年度予算額

説 明		千円
医療給付費分		29,778,296 (30,751,010)
▲ 退職被保険者医療給付費分		- (100)
関連歳入		
(3) 国庫支出金	1	
災害臨時特例補助金		
(4) 県支出金	1,518,322	
保険給付費等特別交付金		
(6) 繰入金	1,726,623	
国民健康保険財政調整基金繰入金		
(8) 諸収入	33,367	
保険給付費返還金		
(9) 財政安定化基金貸付金	1	
後期高齢者支援金等分		10,666,639 (10,261,850)
▲ 退職被保険者後期高齢者支援金等分		- (100)
関連歳入		
(4) 県支出金	85,396	
保険給付費等特別交付金		
介護納付金分		
保健事業費		177,819 (184,400)
ア. はりきゅう費等	125,567 (132,689)	
(はりきゅう費の支給、その他の経費)		
イ. データヘルス保健事業	52,252 (51,711)	
(生活習慣病重症化予防事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣改善推進事業、 保険者・医療関係者連携による生活習慣病重症化予防推進事業)		
関連歳入		
(4) 県支出金	53,853	
保険給付費等特別交付金		

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
28 ～ 29		2 特 定 健康診査等 事業費	1 特 定 健康診査等 事業費	765,177	739,366	25,811	3.5
28 ～ 31	5 基金積立金	1 基金積立金	1 国民健康保 険財政調整 基金積立金	42,871	45,898	△ 3,027	△ 6.6
30 ～ 31	6 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	230,000	230,000	-	-
30 ～ 31	7 予 備 費	1 予 備 費	1 予 備 費	50,000	50,000	-	-
歳 出 合 計				143,784,809	142,096,624	1,688,185	1.2

()内は前年度予算額

説 明		千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・10人(うち会計年度任用職員・10人)	40,576	(34,853)
2. 特定健診・特定保健指導事業 (特定健診事業、特定保健指導事業、特定保健指導の遠隔実施モデル事業)	724,601	(704,513)
[関連歳入		
(4) 県支出金	250,689	
特定健康診査等負担金	209,220	
保険給付費等特別交付金	41,469	
(8) 諸収入	3,155	
雇用保険料収入	191	
厚生年金保険料収入	2,964	
国民健康保険財政調整基金積立金		
[関連歳入		
(5) 財産収入	42,871	
国民健康保険財政調整基金利子収入		
償還金及び還付加算金		
[関連歳入		
(6) 繰入金	230,000	
国民健康保険財政調整基金繰入金		

工. 市立病院機構病院事業債管理特別会計（議案第43号）
（歳入総括）

科 目	令和6年度予算額 (A)	令和5年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
諸収入	59,609 千円	806,907 千円	△ 747,298 千円	△ 92.6 %
繰入金	667,543 千円	- 千円	667,543 千円	皆 増
財産収入	107,030 千円	- 千円	107,030 千円	皆 増
歳 入 合 計	834,182 千円	806,907 千円	27,275 千円	3.4 %

（歳出総括）

科 目	令和6年度予算額 (A)	令和5年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
公債費	834,182 千円	806,907 千円	27,275 千円	3.4 %
元金	598,154 千円	668,970 千円	△ 70,816 千円	△ 10.6 %
利子	128,933 千円	137,869 千円	△ 8,936 千円	△ 6.5 %
公債諸費	65 千円	68 千円	△ 3 千円	△ 4.4 %
市債管理基金積立金	107,030 千円	- 千円	107,030 千円	皆 増
歳 出 合 計	834,182 千円	806,907 千円	27,275 千円	3.4 %

(病院事業債元利償還金の施設別内訳)

区 分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
こども病院	667,543 千円	671,082 千円	△ 3,539 千円	△ 0.5 %
法人移行前	233,904 千円	233,904 千円	－ 千円	－ %
元金	178,454 千円	175,094 千円	3,360 千円	1.9 %
利子	55,450 千円	58,810 千円	△ 3,360 千円	△ 5.7 %
法人移行後	433,639 千円	437,178 千円	△ 3,539 千円	△ 0.8 %
元金	360,200 千円	360,200 千円	－ 千円	－ %
利子	73,375 千円	76,911 千円	△ 3,536 千円	△ 4.6 %
公債諸費	64 千円	67 千円	△ 3 千円	△ 4.5 %
市民病院	59,609 千円	135,825 千円	△ 76,216 千円	△ 56.1 %
法人移行前	－ 千円	69,792 千円	△ 69,792 千円	皆 減
元金	－ 千円	67,926 千円	△ 67,926 千円	皆 減
利子	－ 千円	1,866 千円	△ 1,866 千円	皆 減
法人移行後	59,609 千円	66,033 千円	△ 6,424 千円	△ 9.7 %
元金	59,500 千円	65,750 千円	△ 6,250 千円	△ 9.5 %
利子	108 千円	282 千円	△ 174 千円	△ 61.7 %
公債諸費	1 千円	1 千円	－ 千円	－ %
合計	727,152 千円	806,907 千円	△ 79,755 千円	△ 9.9 %
法人移行前	233,904 千円	303,696 千円	△ 69,792 千円	△ 23.0 %
元金	178,454 千円	243,020 千円	△ 64,566 千円	△ 26.6 %
利子	55,450 千円	60,676 千円	△ 5,226 千円	△ 8.6 %
法人移行後	493,248 千円	503,211 千円	△ 9,963 千円	△ 2.0 %
元金	419,700 千円	425,950 千円	△ 6,250 千円	△ 1.5 %
利子	73,483 千円	77,193 千円	△ 3,710 千円	△ 4.8 %
公債諸費	65 千円	68 千円	△ 3 千円	△ 4.4 %

(歳入)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
128	1 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	59,609	806,907	△ 747,298	△ 92.6
128	2 繰 入 金	1 市 債 管 理 基 金 繰 入 金	1 市 債 管 理 基 金 繰 入 金	667,543	-	667,543	皆 増
128	3 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	1 利 子 及 び 配 当 金	107,030	-	107,030	皆 増
歳 入 合 計				834,182	806,907	27,275	3.4

説 明

千円

福岡市立病院機構病院事業債元利償還金

市債管理基金繰入金

市債管理基金利子収入

(歳出)

予算案 説明書 (その二) の掲載 ページ	款	項	目	令和6年度 予 算 額 (A)	令和5年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
130 ～ 131	1 公 債 費	1 公 債 費	1 元 金	千円 598,154	千円 668,970	千円 △ 70,816	% △ 10.6
130 ～ 131			2 利 子	128,933	137,869	△ 8,936	△ 6.5
130 ～ 131			3 公 債 諸 費	65	68	△ 3	△ 4.4
130 ～ 131			4 市 債 管 理 基金積立金	107,030	-	107,030	皆 増
歳 出 合 計				834,182	806,907	27,275	3.4

説 明

千円

病院事業債元金償還金

関連歳入			
(1) 諸収入		59,500	
福岡市立病院機構病院事業債元利償還金			
(2) 繰入金		538,654	
市債管理基金繰入金			

病院事業債利子

関連歳入			
(1) 諸収入		108	
福岡市立病院機構病院事業債元利償還金			
(2) 繰入金		128,825	
市債管理基金繰入金			

病院事業債償還に要する経費

関連歳入			
(1) 諸収入		1	
福岡市立病院機構病院事業債元利償還金			
(2) 繰入金		64	
市債管理基金繰入金			

市債管理基金積立金

関連歳入			
(3) 財産収入		107,030	
市債管理基金利子収入			

(4) 負担金、補助及び交付金

○負担金(共益費負担金、附帯設備費負担金、諸会議費負担金、工事費負担金、給付費負担金等を除く) (単位:千円)

会計	目	名称	交付先	令和6年度	令和5年度	対前年度比	備考(増減理由)
一般	保健衛生総務費	福岡市医師会館負担金	福岡市医師会	10,422	12,000	▲1,578	工事・修繕件数の減
		福岡市立病院機構運営費負担金	地方独立行政法人福岡市立病院機構	2,000,000	2,000,000	-	
		北筑昇華苑組合負担金	北筑昇華苑組合	57,276	49,239	8,037	利用件数の増
	健康増進対策費	難病相談支援センター負担金	福岡県	8,151	8,300	▲149	
		健康づくり事業費負担金(地域健康づくり)	各区健康づくり事業実施団体	3,500	3,500	-	
		健康づくり事業費負担金(健康づくりフェスタふくおか負担金)	健康づくりフェスタふくおか実行委員会	-	3,000	▲3,000	事業見直しによる減
	感染症対策費	新型コロナウイルス感染症外来医療ひっ迫対策負担金	福岡県	-	75,366	▲75,366	事業見直しによる減
	環境衛生費	飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業負担金	飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進協議会	11,350	8,700	2,650	利用件数の増
	食品衛生費	食品衛生申請等システム負担金	厚生労働省	-	600	▲600	国負担による減
	障がい保健福祉費	「こころの病」理解のために～みんなの集い～大会負担金	みんなの集い実行委員会	300	300	-	
精神保健福祉啓発交流事業開催負担金		精神保健福祉啓発交流事業実行委員会	600	600	-		
後期	後期高齢者医療保険料等負担金	福岡県後期高齢者	23,760,708	21,315,349	2,445,359	被保険者数増による保険料納付金の増	
	後期高齢者医療広域連合事務費負担金	医療広域連合	502,959	513,452	▲10,493	標準システム改修費の減	
国保	国民健康保険団体連合会負担金	福岡県国民健康保険団体連合会	62,990	62,013	977	単価の増	
	オンライン資格確認等運営負担金	公益社団法人国民健康保険中央会	10,553	7,282	3,271	単価の増	
	国民健康保険団体連合会システム負担金	福岡県国民健康保険団体連合会	6,042	4,951	1,091	単価の増	
	地方税共同機構負担金	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会	100	100	-		
	収納対策支援事業負担金	福岡県国民健康保険団体連合会	75	75	-		
計				26,435,026	24,064,827	2,370,199	

○補助及び交付金

(単位：千円)

会計	目	名称	交付先	令和6年度	令和5年度	対前年度比	備考(増減理由)
一般	保健 衛生 総務費	福岡市救急病院協会事業補助金	福岡市救急病院協会	10,330	10,330	-	
		福岡市医師会保健福祉事業補助金	一般社団法人福岡市医師会	60,900	60,900	-	
		福岡市歯科医師会保健福祉事業補助金	一般社団法人福岡市歯科医師会	11,900	11,900	-	
		福岡市薬剤師会保健福祉事業補助金	一般社団法人福岡市薬剤師会	10,200	10,200	-	
		福岡県私設病院協会事業補助金	一般社団法人福岡県私設病院協会	750	750	-	
		福岡県難病団体連絡会難病相談事業費補助金	福岡県難病団体連絡会	750	750	-	
		福岡市献血推進協議会事業補助金	福岡市献血推進協議会	400	400	-	
	健康 増進 対策費	食生活改善推進事業補助金	福岡市食生活改善推進員協議会	784	784	-	
		地域健康づくり活動推進事業補助金	福岡市衛生連合会	29,218	29,218	-	
		フッ化物洗口事業補助金	保育園・幼稚園等	3,930	-	3,930	新設
	感染症 対策費	福岡市結核予防費補助金	私立学校又は施設の設置者	13,494	13,457	37	
		環境 衛生費	福岡市公衆浴場事業振興等補助金	福岡県公衆浴場生活衛生同業組合福岡市支部	1,355	1,619	▲264
	福岡市公衆浴場事業振興対策特例措置利子補給金		普通公衆浴場営業者	88	100	▲12	
	福岡市公衆浴場設備改善事業補助金			3,000	2,000	1,000	補助見込件数の増
	福岡市猫の繁殖制限・所有者明示推進事業補助金		獣医師団体	750	750	-	
	福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金		犬猫の飼い主	150	150	-	
	食品 衛生費	福岡市食品衛生協会事業補助金	公益社団法人福岡市食品衛生協会	30,000	30,000	-	
	火葬場 費	(公財)ふくおか環境財団補助金	公益財団法人ふくおか環境財団	27,627	27,870	▲243	
	障がい 保健 福祉費	「心の電話-福岡」事業費補助金	特定非営利活動法人九州大学こころとそだちの相談室	500	500	-	
		福岡いのちの電話運営事業補助金	社会福祉法人福岡いのちの電話	5,000	5,000	-	
国保	福岡市鍼灸師会小呂島派遣事業補助金	一般社団法人福岡市鍼灸師会	200	200	-		
計				211,326	206,878	4,448	

議案第 53 号

福岡市保健所及び保健センター条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

1 改正理由

福岡市保健所及び保健センター条例の施行に伴い、関係条例を整備する必要があるによる。

2 改正内容

(1) 福岡市職員の給与に関する条例の一部改正

- ① 保健センターの設置に伴い、医療職給料表の適用範囲を改める。
- ② 保健所長を局長級とし、医療職給料表(1)級別基準職務表を改める。

(2) 福岡市感染症診査協議会条例の一部改正

保健所に設置する感染症診査協議会及びその部会の設置に係る規定を改める。

(3) 福岡市立保健所使用料及び手数料条例の一部改正

保健センターの設置に伴い、使用料及び手数料について定める。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正

- ① 報告の経由事務に係る保健所長の所管区域の規定を削除する。
- ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う項ずれを改める。

3 施行期日

(1) 2 (4) ②の改正 令和6年4月1日

(2) その他の改正 福岡市保健所及び保健センター条例の施行の日(公布の日(令和5年12月21日)から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日。)

[参考]

福岡市保健所及び保健センター条例(令和5年福岡市条例第60号)(抄)

(保健所の設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づき、福岡市保健所(以下「保健所」という。)を福岡市中央区舞鶴二丁目に設置する。

2 保健所の所管区域は、本市の全域とする。

(保健センターの設置)

第2条 地域保健法第18条第1項の規定に基づき、保健センターを設置する。

2 保健センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
東保健センター	福岡市東区箱崎二丁目	東区の区域
博多保健センター	福岡市博多区博多駅前二丁目	博多区の区域
中央保健センター	福岡市中央区舞鶴二丁目	中央区の区域
南保健センター	福岡市南区塩原三丁目	南区の区域
城南保健センター	福岡市城南区鳥飼六丁目	城南区の区域
早良保健センター	福岡市早良区百道二丁目	早良区の区域
西保健センター	福岡市西区内浜一丁目	西区の区域

4 福岡市保健所及び保健センター条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案 新旧対照表

※下線部分が改正部分

(1) 福岡市職員の給与に関する条例（昭和 26 年福岡市条例第 18 号）

旧							
本則（略）							
別表第 1（略）							
別表第 2							
医療職給料表							
ア 医療職給料表(1)							
職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	
(略)	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	
備考 この表は、保健所に勤務する医師及び歯科医師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。							
イ 医療職給料表(2)							
職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
(略)	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
備考 この表は、保健所に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。							
別表第 3～別表第 3 の 2（略）							
別表第 4 級別基準職務表							
1（略）							
2 医療職給料表級別基準職務表							
ア 医療職給料表(1)級別基準職務表							
職務の級	基準となる職務						
1 級	医療、保健等の業務を行う職務						
2 級	医療、保健等の業務を行う係長の職務						
3 級	医療、保健等の業務を行う課長の職務						
4 級	保健所の所長の職務						
5 級	主として医療、保健等の業務の指導又は監督に従事する理事の職務						
イ（略）							
3（略）							

新

本則 (略)

別表第1 (略)

別表第2

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
(略)	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)

備考 この表は、保健所又は保健センターに勤務する医師及び歯科医師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
(略)	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)

備考 この表は、保健所又は保健センターに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

別表第3～別表第3の2 (略)

別表第4 級別基準職務表

1 (略)

2 医療職給料表級別基準職務表

ア 医療職給料表(1)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医療、保健等の業務を行う職務
2 級	医療、保健等の業務を行う係長の職務
3 級	医療、保健等の業務を行う課長の職務
4 級	医療、保健等の業務を行う部長の職務
5 級	1 主として医療、保健等の業務の指導又は監督に従事する理事の職務 2 保健所の所長の職務

イ (略)

3 (略)

(2) 福岡市感染症診査協議会条例（平成 11 年福岡市条例第 16 号）

旧	新													
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)</p> <p>第 24 条第 6 項の規定に基づき、感染症の診査に関する協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第 2 条 法第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、すべての保健所について 1 の協議会を置く。</p> <p>2 協議会の名称は、福岡市感染症診査協議会とする。</p> <p>第 3 条～第 7 条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第 8 条 協議会に、次の表のとおり部会を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所掌事務</th> <th style="text-align: center;">所管する保健所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">感染症診査部 会</td> <td style="text-align: center;">感染症(結核を除く。)の 診査</td> <td style="text-align: center;">すべての保健所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東・博多保健所 結核診査部会</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">結核の診査</td> <td style="text-align: center;">東保健所及び博 多保健所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中央・南保健所 結核診査部会</td> <td style="text-align: center;">中央保健所及び 南保健所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">城南・早良・西 保健所結核診 査部会</td> <td style="text-align: center;">城南保健所、早 良保健所及び西 保健所</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の東・博多保健所結核診査部会、中央・南保健所結核診査部会及び城南・早良・西保健所結核診査部会は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該結核診査部会の所管する保健所以外の保健所に係る結核に関する診査を行うことができる。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>以下略</p>	名 称	所掌事務	所管する保健所	感染症診査部 会	感染症(結核を除く。)の 診査	すべての保健所	東・博多保健所 結核診査部会	結核の診査	東保健所及び博 多保健所	中央・南保健所 結核診査部会	中央保健所及び 南保健所	城南・早良・西 保健所結核診 査部会	城南保健所、早 良保健所及び西 保健所	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)</p> <p>第 24 条第 6 項の規定に基づき、感染症の診査に関する協議会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第 2 条 法第 24 条第 1 項の規定に基づき、福岡市保健所に福岡市感染症診査協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(削る)</p> <p>第 3 条～第 7 条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第 8 条 協議会に、次の各号に掲げる事務を行わせるため、当該各号に定める部会を置く。</p> <p>(1) 感染症(結核を除く。)の診査 感染症診査部会</p> <p>(2) 結核の診査 結核診査部会</p> <p>(削る)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>以下略</p>
名 称	所掌事務	所管する保健所												
感染症診査部 会	感染症(結核を除く。)の 診査	すべての保健所												
東・博多保健所 結核診査部会	結核の診査	東保健所及び博 多保健所												
中央・南保健所 結核診査部会		中央保健所及び 南保健所												
城南・早良・西 保健所結核診 査部会		城南保健所、早 良保健所及び西 保健所												

(3) 福岡市立保健所使用料及び手数料条例 (昭和 41 年福岡市条例第 16 号)

旧	新
<p><u>福岡市立保健所使用料及び手数料条例</u></p> <p>(使用料等の徴収)</p> <p>第 1 条 <u>保健所において行なう業務又は保健所の施設の</u>使用については、法令又は他の条例に別段の定めのあるもののほか、この条例の定めるところにより使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>以下略</p>	<p><u>福岡市保健所及び保健センター使用料及び手数料条例</u></p> <p>(使用料等の徴収)</p> <p>第 1 条 <u>保健所及び保健センターにおいて行</u>う業務又は<u>これらの施設の</u>使用については、法令又は他の条例に別段の定めのあるもののほか、この条例の定めるところにより使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>以下略</p>

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例 (平成 19 年福岡市条例第 46 号)

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法第 21 条第 2 項に規定する任意入院者(以下「任意入院者」という。)の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第 2 条 <u>法第 38 条の 2 第 3 項</u>に規定する精神科病院の管理者は、任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和 25 年厚生省令第 31 号。以下「省令」という。)第 20 条の 5 に規定する事項について、<u>当該病院の所在地を所管する保健所長</u>を経由して市長に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 38 条の 2 第 2 項の規定に基づき、法第 21 条第 2 項に規定する任意入院者(以下「任意入院者」という。)の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第 2 条 <u>法第 38 条の 2 第 2 項</u>に規定する精神科病院の管理者は、任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和 25 年厚生省令第 31 号。以下「省令」という。)第 20 条の 5 に規定する事項について、保健所長を経由して市長に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下略</p>

議案第 55 号

福岡市医療・介護従事者等応援基金条例を廃止する条例案

1 議案内容

福岡市医療・介護従事者等応援基金条例（令和 2 年福岡市条例第 39 号）を、廃止する。

2 廃止理由

新型コロナウイルス感染症に係る医療及び介護に従事する者等を支援し、感染拡大の防止並びに地域における医療提供体制の確保及び維持に資するため設置した「福岡市医療・介護従事者等応援基金」について、基金を活用した事業が完了したことに伴い、基金を設置する必要がなくなったため、「福岡市医療・介護従事者等応援基金」を廃止する条例案を提出するもの。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 65 号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

国民健康保険法の一部改正による退職者医療制度の廃止に伴い所要の改正を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げる必要があるによる。

2 改正内容

(1) 退職者医療制度の廃止に伴う規定の整備

国民健康保険法の一部改正による退職者医療制度の廃止に伴い、規定の整備を行うもの。

※ 退職者医療制度は、高齢退職者に係る保険者間の財政調整の仕組みとして昭和 59 年に創設され、平成 20 年度に前期高齢者（65～74 歳の高齢者）の財政調整を行う仕組みが創設されたことに伴い廃止されたが、経過措置等に係る規定が設けられその範囲で制度が存続していた。令和 6 年 4 月 1 日の改正国民健康保険法の施行によりその経過措置等についても廃止されるもの。

(2) 保険料の賦課限度額の改正

国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額の上限額が、現行の 22 万円から 24 万円に引き上げられたことに伴い、中間所得者層の保険料負担の軽減を図るため、本市国民健康保険事業における同賦課限度額を国の定める上限額と同額に改正するもの。

【 賦課限度額 】

(単位：円)

	6 年度 (案)	5 年度	増減
基礎賦課分	650,000	650,000	0
後期高齢者支援金等分	<u>240,000</u>	<u>220,000</u>	20,000
介護納付金分	170,000	170,000	0
合 計	1,060,000	1,040,000	20,000

※いずれの年度も国の定める上限額と同額

3 施行期日及び適用区分

(1) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(2) 適用区分

この条例による改正後の条例の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

4 福岡市国民健康保険条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第10条の2 略 <u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</u></p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者</u>(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定により基礎賦課額を減額する場合にあつてはその減額する額を、第21条の規定により保険料を減免する場合にあつてはその減免する額(基礎賦課額に係るものに限る。))を含む。以下同じ。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用<u>(一般被保険者に係るものに限る。)</u>の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用<u>(一般被保険者に係るものに限る。)</u>の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(福岡県<u>(以下「県」という。)</u>が行う国民健康保険の<u>一般被保険者に係るもの</u>に限り、<u>県</u>の国民</p>	<p>第1条～第10条の2 略 (<u>基礎賦課総額</u>)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち<u>基礎賦課額</u>(第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定により基礎賦課額を減額する場合にあつてはその減額する額を、第21条の規定により保険料を減免する場合にあつてはその減免する額(基礎賦課額に係るものに限る。))を含む。以下同じ。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用<u>基礎賦課総額</u>の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用<u>基礎賦課総額</u>の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(福岡県<u>基礎賦課総額</u>の国民</p>

健康保険に関する特別会計（以下「県国民健康保険特別会計」という。）において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、 高齢者医療確保法 の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額（一般被保険者について第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額（基礎賦課額に係るものに限る。）に相当する額を控除した額とする。）

ア 略

健康保険に関する特別会計（以下「県国民健康保険特別会計」という。）において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び 高齢者医療確保法 の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（

_____ 国
民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）

_____ を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額（_____第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額（基礎賦課額に係るものに限る。）に相当する額を控除した額とする。）

ア 略

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び_____介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、同一世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一世帯に属

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金

_____の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（_____法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金_____を除く。）の額

（_____基礎賦課額）

第11条 保険料の賦課額のうち_____基礎賦課額は、同一世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。_____

するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

2 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第12条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に

2 略

(_____基礎賦課額の所得割額の算定)

第12条 前条第1項の所得割額は、_____被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に

規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は附則第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第18条の2第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2・3 略

第13条 略

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第14条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎

規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は附則第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第18条の2第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2・3 略

第13条 略

（_____基礎賦課額の保険料率）

第14条 _____基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の50に相当する額を_____被保険者に係る基礎

控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書の規定に基づき当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には、補正後の当該基礎控除後の総所得金額等）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の30に相当する額を一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯基礎賦課総額の100分の20に相当する額を一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じ

控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書の規定に基づき当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には、補正後の当該基礎控除後の総所得金額等）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の30に相当する額を被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯基礎賦課総額の100分の20に相当する額を被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じ

て得た額

2・3 略

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第14条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、同一世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一世帯に属するときは、所得割額及び被保険者均等割額の合算額)とする。

2 第11条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条の3 前条第1項の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第14条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第14条の4 第14条の2第1項の被保険者均等割額は、第14条第1項及び第2項の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第14条の4の2 第14条の2第1項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第14条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一世帯に属する退職被保険者(法附則第6条に定めるものをいう。以下同じ。)の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する

て得た額

2・3 略

第14条の2から第14条の4まで 削除

削る

月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第14条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第14条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

（基礎賦課限度額）

第14条の5 第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、第11条第1項の基礎賦課額と第14条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第17条第1項及び第2項並びに第18条の2第1項において同じ。）が65万円を超える場合においては、当該賦課額は、65万円とする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第14条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあつてはその減額する額を、第21条の規定により保険料を減免する場合にあつてはその減免する額（後期高齢者支援金等賦課額に係るものに限る。）を含む。以下同じ。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県国民健

（基礎賦課限度額）

第14条の5 第11条第1項
の基礎賦課額

が65万円を超える
場合においては、当該賦課額は、65万円と
する。

（_____後期高齢者支援金
等賦課総額）

第14条の5の2 保険料の賦課額のうち____
_____後期高齢者支援金等賦
課額（第18条の2、第18条の4及び第18
条の5の規定により後期高齢者支援金等
賦課額を減額する場合にあつてはその減
額する額を、第21条の規定により保険料を
減免する場合にあつてはその減免する額
（後期高齢者支援金等賦課額に係るもの
に限る。）を含む。以下同じ。）の総額（以
下「後期高齢者支援金等賦課総額」とい
う。）は、第1号に掲げる額の見込額から
第2号に掲げる額の見込額を控除した額
を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業
費納付金の納付に要する費用（県国民健

康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 (一般被保険者について第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額 (後期高齢者支援金等賦課額に係るものに限る。) に相当する額を控除した額とする。)

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第14条の5の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、同一世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとす

康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分 _____

_____に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 (_____ 第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額 (後期高齢者支援金等賦課額に係るものに限る。) に相当する額を控除した額とする。)

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (_____ 法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額

(_____ 後期高齢者支援金等賦課額)

第14条の5の3 保険料の賦課額のうち _____ 後期高齢者支援金等賦課額は、同一世帯に属する _____ 被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。 _____

る。

2 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第14条の5の4 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等 (令第29条の7第3項第4号ただし書の規定に基づき当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には、補正後の当該基礎控除後の総所得金額等) の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を一般被保険者の数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

2 略

(_____後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第14条の5の4 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(_____後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の5の5 _____後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等 (令第29条の7第3項第4号ただし書の規定に基づき当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には、補正後の当該基礎控除後の総所得金額等) の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30に相当する額を被保険者の数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 _____後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 略

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第14条の5の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、同一世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一世帯に属するときは、所得割額及び被保険者均等割額の合算額)とする。

2 第11条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第14条の5の7 前条第1項の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の5の5第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第14条の5の8 第14条の5の6第1項の被保険者均等割額は、第14条の5の5の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第14条の5の9 第14条の5の6第1項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第14条の5の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一世帯に属

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 略

第14条の5の6から第14条の5の9まで削除

する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第14条の5の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第14条の5の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の5の10 第14条の5の3第1項又は第14条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、第14条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。)が22万円を超える場合においては、当該賦課額は、22万円とする。

(介護納付金賦課総額)

第14条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第18条の2及び第18条の5の規定により介護納付金賦課額を減額する場合にあつてはその減額する額を、第21条の規定により保険料を減免する場合にあつてはその減免する額(介護納付金賦課額に係るものに限る。)を含む。以下同じ。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 略
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額(介護納付金賦課被保険者について

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の5の10 第14条の5の3第1項
の後期高齢者支援金等賦課額

が24万円を超える場合においては、当該賦課額は、24万円とする。

(介護納付金賦課総額)

第14条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第18条の2及び第18条の5の規定により介護納付金賦課額を減額する場合にあつてはその減額する額を、第21条の規定により保険料を減免する場合にあつてはその減免する額(介護納付金賦課額に係るものに限る。)を含む。以下同じ。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 略
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額(介護納付金賦課被保険者について

第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額（介護納付金賦課額に係るものに限る。）に相当する額を控除した額とする。）

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の7～第15条 略

（普通徴収に係る保険料の納期）

第16条 略

- 2 当該年度における第11条第1項若しくは第14条の2第1項、第14条の5の3第1項若しくは第14条の5の6第1項又は第14条の7第1項の賦課額（第18条の2の規定が適用される場合は、同条に定める保険料の額。以下「当該年度の保険料額」という。）の各納期において納付すべき保険料の納付額は、当該年度の保険料額の10分の1に相当する額とする。

3・4 略

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保

第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額（介護納付金賦課額に係るものに限る。）に相当する額を控除した額とする。）

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の7～第15条 略

（普通徴収に係る保険料の納期）

第16条 略

- 2 当該年度における第11条第1項_____、第14条の5の3第1項_____又は第14条の7第1項の賦課額（第18条の2の規定が適用される場合は、同条に定める保険料の額。以下「当該年度の保険料額」という。）の各納期において納付すべき保険料の納付額は、当該年度の保険料額の10分の1に相当する額とする。

3・4 略

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保

険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第11条第1項若しくは第14条の2第1項の基礎賦課額、第14条の5の3第1項若しくは第14条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は被保険者が特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の7第1項の介護納付金賦課額又は第18条の2第1項各号（同条第5項又は第6項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第18条の4第1項第2号若しくは第2項第1号（同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額若しくは第18条の5第1項各号若しくは第2項各号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日）、被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条第1項若しくは第14条の2第1項の基礎賦課額、第14条の5の3第1項若しくは第14条の5の6第1項の後期高齢者

険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第11条第1項_____の基礎賦課額、第14条の5の3第1項_____の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は被保険者が特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の7第1項の介護納付金賦課額又は第18条の2第1項各号（同条第5項又は第6項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第18条の4第1項第2号若しくは第2項第1号（同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額若しくは第18条の5第1項各号若しくは第2項各号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に掲げる額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日）、被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条第1項_____の基礎賦課額、第14条の5の3第1項_____の後期高齢者

支援金等賦課額若しくは第14条の7第1項の介護納付金賦課額又は第18条の2第1項各号に定める額、第18条の4第1項第2号若しくは第2項第1号に掲げる額若しくは第18条の5第1項各号若しくは第2項各号に掲げる額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

3・4 略

第18条 略

（低所得者に係る保険料の減額）

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)～(3) 略

2～4 略

5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第11条第1項又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項又は第14条の5の6第1項」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第11条第1項又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の7第1項」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

第18条の3 略

（未就学児に係る被保険者均等割額の減

支援金等賦課額若しくは第14条の7第1項の介護納付金賦課額又は第18条の2第1項各号に定める額、第18条の4第1項第2号若しくは第2項第1号に掲げる額若しくは第18条の5第1項各号若しくは第2項各号に掲げる額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

3・4 略

第18条 略

（低所得者に係る保険料の減額）

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項_____の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)～(3) 略

2～4 略

5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第11条第1項_____」とあるのは「第14条の5の3第1項_____」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第11条第1項_____」とあるのは「第14条の7第1項」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

第18条の3 略

（未就学児に係る被保険者均等割額の減

額)

第18条の4 当該年度において、保険料の納付義務者の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。

(1) 第14条第1項第2号及び第2項又は第14条の4の規定により算定した被保険者均等割額

(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、当該年度において、第18条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした保険料の納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。

(1) アに掲げる額からイに掲げる額を減額して得た額

ア 第14条第1項第2号及び第2項又は第14条の4の規定により算定した被保険者均等割額

イ アに掲げる額に第18条の2第1項各号に該当する納付義務者

____に於いてそれぞれ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額

(2) 略

3・4 略

5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項第1号及び第2項第1号ア中「第14条第1項第2号及び第2項又は第14条の4」とあるのは「第14条の5の5第1項第2号及び同条第2項において準用する第14条第2項又は第14条の5の8」

額)

第18条の4 当該年度において、保険料の納付義務者の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。

(1) 第14条第1項第2号及び第2項____の規定により算定した被保険者均等割額

(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、当該年度において、第18条の2第1項から第3項までの規定により基礎賦課額を減額するものとした保険料の納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。

(1) アに掲げる額からイに掲げる額を減額して得た額

ア 第14条第1項第2号及び第2項____の規定により算定した被保険者均等割額

イ アに掲げる額に第18条の2第1項各号に該当する当該未就学児が属する世帯に係る保険料の納付義務者の区分に於いてそれぞれ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額

(2) 略

3・4 略

5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項第1号及び第2項第1号ア中「第14条第1項第2号及び第2項_____」とあるのは「第14条の5の5第1項第2号及び同条第2項において準用する第14条第2項_____」

と、同号イ中「第18条の2第1項各号_____」とあるのは「第18条の2第5項において準用する同条第1項各号_____」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に係る保険料の減額)

第18条の5 当該年度において、保険料の納付義務者の世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、当該年度において、第18条の2第1項から第3項までの規定により基礎賦課額を減額するものとした保険料の納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) 略

3 略

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「第11条第1項又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項又は第14条の5の6第1項」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第5項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、介護納

と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第5項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に係る保険料の減額)

第18条の5 当該年度において、保険料の納付義務者の世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項_____の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、当該年度において、第18条の2第1項から第3項までの規定により基礎賦課額を減額するものとした保険料の納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条第1項_____の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) 略

3 略

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「第11条第1項_____」とあるのは「第14条の5の3第1項_____」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第5項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、介護納

付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者であるものに限る。）をいう。この項及び次項において」と、同項及び第2項中「第11条第1項又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の7第1項」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第6項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

以下略

付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者であるものに限る。）をいう。この項及び次項において」と、同項及び第2項中「第11条第1項_____」とあるのは「第14条の7第1項」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第6項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

以下略

参考資料

賦課限度額の改正にかかる関係法令 国民健康保険法施行令（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>(市町村の保険料の賦課に関する基準)</p> <p>第二十九条の七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>二十二万円</u>を超えることができないものであること。</p>	<p>(市町村の保険料の賦課に関する基準)</p> <p>第二十九条の七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>二十四万円</u>を超えることができないものであること。</p>

3. 組織編成案

新設 変更

令和5年度（R5.4.1時点）		令和6年度（R6.4.1時点）	
保健医療局	245	保健医療局	219
理事		理事	
— 総務企画部	59	— 総務企画部	59
— 総務課	7	— 総務課	7
— 保健医療政策課	5	— 保健医療政策課	6
— 保険年金課	22	— 保険年金課	23
— 保険医療課	18	— 保険医療課	16
— 病院事業課	6	— 病院事業課	6
— 健康医療部	52	— 健康医療部	52
— 地域医療課	13	— 地域医療課	13
— 保健予防課	15	— 保健予防課	14
— 健康増進課	12	— 地域保健課	13
— 口腔保健支援センター	2	— 口腔保健支援センター	2
— 精神保健福祉センター	9	— 精神保健福祉センター	9
副所長		副所長	
— 感染症対策部	39		
— 感染症対策課	3		
— 課長※新型コロナウイルス感染症対策	7		
— 課長※新型コロナウイルス感染症対策	12		
— 課長※新型コロナウイルス感染症対策	7		
— 課長※新型コロナウイルスワクチン接種	4		
— 課長※新型コロナウイルスワクチン接種	5		
— 生活衛生部	59	— 生活衛生部	59
— 生活衛生課	10	— 生活衛生課	10
— 食品安全推進課	7	— 食品安全推進課	7
— 動物愛護管理センター	16	— 動物愛護管理センター	16
— 食肉衛生検査所	15	— 食肉衛生検査所	15
— 食品衛生検査所	10	— 食品衛生検査所	10
		— 健康危機管理部	12
		— 健康危機管理課	11
保健環境研究所	34	保健環境研究所	35
— 保健科学課	21	— 保健科学課	22
— 環境科学課	12	— 環境科学課	12

令和6年度（R6.7.1予定）

保健医療局		353	
理事			
—	総務企画部	—	総務課 7
	59	—	保健医療政策課 6
		—	保険年金課 23
		—	保険医療課 16
		—	病院事業課 6
—	健康医療部	—	地域医療課 8
	33	—	地域保健課 13
		—	口腔保健支援センター 2
		—	精神保健福祉センター 9
			副所長
—	生活衛生部	—	生活衛生課 7
	49	—	動物愛護管理センター 16
		—	食肉衛生検査所 15
		—	食品衛生検査所 10
保健所		176	
—	健康危機管理部	—	健康危機管理課 21
	22		
—	感染症対策部	—	感染症対策課 13
	23	—	結核対策課 9
—	精神保健・難病対策部	—	精神保健・難病対策課 22
	23		
—	地域衛生部	—	医薬務・衛生推進課 9
	107	—	食品安全推進課 7
		—	東衛生課 13
		—	博多衛生課 22
		—	中央衛生課 18
		—	南衛生課 10
		—	城南衛生課 8
		—	早良衛生課 10
		—	西衛生課 9
—	保健環境研究所	—	保健科学課 22
	35	—	環境科学課 12

保健所機能の強化ポイント

1. 保健所長による指揮命令系統を一元化

7区保健所（部相当組織）を福岡市保健所（局相当組織）として再編し、1局4部13課体制を整備

局相当組織（1局）	部相当組織（4部）	課相当組織（13課）
保健所	健康危機管理部 感染症対策部 精神保健・難病対策部 地域衛生部	健康危機管理課 感染症対策課 / 結核対策課 精神保健・難病対策課 医薬務・衛生推進課 / 食品安全推進課 / 東～西衛生課(7)

2. 保健業務に従事する人員体制を充実

	令和5年度	令和6年度
人員体制	401人 (内訳) ・保健医療局 29人 ・7区保健福祉センター 372人	411人 (内訳) ・保健医療局 保健所 176人 ・7区保健福祉センター 235人

<増減>

保健医療局 保健所	+147	7区保健福祉センター	▲137
(内訳)		(内訳)	
①市保健所長（局長級）の新設	+1	①市民からの健康相談等の対応体制の充実	+8
②区保健福祉センターからの移管	+119	②保健所への移管 (感染症、精神保健、医事・薬事、食品衛生業務等)	▲119
③増員（部長+4、課長+3など）	+27	③減員 (保健所長、新型コロナウイルス感染症対応など)	▲26

3. 保健業務の機能・組織を強化

機能強化の視点	組織の強化視点及び整備概要	
健康危機管理機能を強化	A	健康危機管理を含めた保健所運営を担う「統括部門」を新設 健康危機管理部及び健康危機管理課（1部1課 22人体制）
広域的・専門的機能を強化	B	感染症チームを編成 感染症の予防や対策に関する企画・調整から、施設などへの助言・研修や感染症発生時の対応等までの一体的実施体制を整備 感染症対策部及び感染症対策課、結核対策課 （1部2課 23人体制）
	C	精神保健チームを編成 精神保健福祉法に基づく措置診察業務体制の強化、精神障がい者の地域生活への移行や地域への定着に向けた支援の充実を図る体制を整備 精神保健・難病対策部及び精神保健・難病対策課 （1部1課 23人体制）
	D	衛生業務体制の再編 医事・薬事、食品衛生、環境衛生に関する企画・調整から、相談や監視・指導等までの一体的実施体制を整備 地域衛生部及び医薬務・衛生推進課、食品安全推進課、各区を管轄する7衛生課 （1部9課 107人体制）

【参考1】 保健業務に従事する人員体制（組織図）

令和5年度（R5.4.1時点）	計 401人	令和6年度（R6.7.1予定）	計 411人
<p>保健医療局 29</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康医療部 <ul style="list-style-type: none"> 地域医療課 4 保健予防課 15 生活衛生部 <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生課 3 食品安全推進課 7 <p>保健所業務※に関する企画・調整機能</p> <p>※ 主な保健所業務 ・医事、薬事に関すること(地域医療課) ・感染症、結核、精神保健福祉、難病等に関すること(保健予防課) ・環境衛生に関すること(生活衛生課) ・食品衛生に関すること(食品安全推進課)</p>		<p>保健医療局 保健所 176</p> <ul style="list-style-type: none"> A 健康危機管理部 22 <ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理課 21 B 感染症対策部 23 <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策課 13 結核対策課 9 C 精神保健・難病対策部 23 <ul style="list-style-type: none"> 精神保健・難病対策課 22 D 地域衛生部 107 <ul style="list-style-type: none"> 医薬務・衛生推進課 9 食品安全推進課 7 東～西衛生課(7) 90 <p>※各区役所庁舎に配置</p> <p>保健所業務に関する企画・調整機能 + 広域的・専門的機能</p>	
<p>区役所(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センター(7) 保健所長(7) 372 健康課(7) 139 地域保健福祉課(7) 136 衛生課(7) 90 <p>広域的・専門的機能 保健所機能 市民への保健サービス機能</p>		<p>区役所(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センター(7) 健康課(7) 96 地域保健福祉課(7) 139 <p>保健センター機能 市民への保健サービス機能</p> <p>235</p>	
		※ 組織名に付した数値(7)は、区役所全体の組織数	

【参考2】 保健業務人員体制の組み替えイメージ（例. 感染症分野）

